

白川町教職員の働き方改革の推進

子どもたち一人一人をより大切にする教育を目指して

2026年5月 白川町教育委員会

白川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の作成

学校と教師の業務の3分類

学校が抱えている課題を改善するために、令和7年8月、文部科学省は「学校と教師の業務の3分類」（右図）を示しました。また、令和7年6月には給特法（公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法）が改正され、「教職調整額」の改善が図られました。併せて、「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定等が義務付けられました。

学校及び教育委員会は、保護者や地域の皆さんの協力をいただきながら業務を見直すことが求められています。今回はこの計画作成に至った経緯と内容をお知らせします。

学校と教師の業務の3分類		
学校以外が担うべき業務 (例)	教師以外が積極的に参加すべき業務 (例)	教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務 (例)
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	⑥ 調査・統計等への回答	⑭ 給食の時間における対応
② 放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応	⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	⑮ 授業準備
③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑯ 学習評価や成績処理
④ 地域学校協働活動の関係者館の連絡調整等	⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	⑰ 学校行事の準備・運営
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑩ 校舎の開錠・施錠	⑱ 進路指導の準備
	⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮	⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	⑫ 校内清掃	
	⑬ 部活動	

文部科学省の資料より抜粋

白川町立学校の教職員の勤務の状況（学校が抱えている課題）

1 教員の勤務時間（例）

8：15～16：45（7時間45分）

勤務時間は学校によって若干の違いがあります。この中に45分間の休憩時間が含まれていますが、子どもの対応や提出物の点検などを行っており、休憩していることはほとんどありません。

2 教員が勤務時間外に学校に残って仕事をしている時間（令和6年度に町が実施した調査結果）

① 1ヶ月の平均は27時間

ただし、最繁忙期（4月）の平均は35時間36分。逆に、夏季休業中（8月）の平均は4時間54分。

② 1ヶ月45時間を超えている教員の割合は16.4%

国や町では、勤務時間外の在校時間は1ヶ月45時間以内にするよう定めています。

3 教職員のメンタル（働きがい・疲労など）（令和7年度に町が実施した調査結果）

白川町の学校に勤めることに働きがいや満足感を抱いている教職員は多いです。しかし、肉体的・精神的疲労を自覚している教職員も一定程度います。



4 教員の主な業務

平日	【授業前】 子どもが登校する前（スクールバス到着前）には出勤し、授業準備や事務をしながら子どもの登校を迎えています。
	【授業時間】 教科等の授業の実施。空き時間には授業準備、提出物の点検・評価、生徒指導などを行っています。
	【放課後】 翌日の授業準備、教材研究、子どもの学習や進路の指導、部活動指導、行事の準備、子どもや保護者からの相談対応、職員会議、各種帳簿の整理などを行っています。（家庭に持ち帰って行うこともあります。）
休日	1週間の記録整理、次週の計画・準備。 部活・クラブの指導（最近は少なくなってきています）
春休み・夏休み等	新学期に向けた書類整備、教材作成、職員会議、学校行事の準備、三者懇談の実施、各種研修会に参加するなど自身の資質向上に取り組んでいます。

白川町教育委員会では、教職員が心身ともに充実して児童生徒と向き合う時間を確保することが学校教育の充実につながると考えています。教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立することによって、子どもたち一人一人をより大切にする教育を実現していきます。

そのために、保護者や地域の皆様に学校職員の現状を知っていただき、その改善のための取組についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、5月に全戸配布した「白川町の新校舎と特色ある教育」も一緒にお読みいただき、白川町がどんな教育を進めているのかをご理解いただければ幸いです。

白川町の新校舎と特色ある教育 ～ふるさとを心に刻み、存在感あふれる 白川町の子どもを育てる学校～



白川町では、令和7年度に3つの新校舎と中学校の設置を実施しています。この3つの新校舎は、最新の設備や施設を備えています。また、各校舎には、地域の特色を反映させたデザインを採用し、子どもたちが学びたい環境を整えています。また、新校舎の建設にあわせて、校舎周辺の環境を整え、安全な通学路を整備しています。また、新校舎の建設にあわせて、校舎周辺の環境を整え、安全な通学路を整備しています。また、新校舎の建設にあわせて、校舎周辺の環境を整え、安全な通学路を整備しています。

実施計画の目標

1 教職員の時間外在校時間の短縮

- ・1年間を通して1ヶ月の時間外を25時間以下に！
- ・1ヶ月の時間外が45時間を超えるの職員を0に！

2 教職員のメンタル（働きがい・疲労など）改善

- ・働きがいや仕事に関する満足度を85%以上に！
- ・メンタル不調者を現状より5%以上減少に！

子どもたち一人一人をより大切にする教育の実現

ふるさと白川に育つ子どもたちが、安心して生活し、得意を見つけ、伸ばし、社会の中で自立できるようにします。



学校の取組

教職員は子どもたち一人一人をより大切にする教育の実現を目指して、学校における働き方を改革するという認識に立っています。

・年間指導計画の工夫改善

学校行事等の目的や方法を見直し、改善。日課の工夫。年間の標準授業時数の確保。

・授業の工夫、体験の重視とICTの効果的な活用

授業の工夫と学習の評価は教師の本分。そのために、体験を重視すると共に情報機器を効果的に活用。

・勤務と休憩のバランス確保、多様な働き方

勤務間インターバルの確保、年休の計画的取得、定時に退校する日の設定、早出遅出勤務の実施など。

・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

地域の教育資源を活用し地域とともにある学校づくり、学校教育活動を核とした地域づくりを推進。

・地域クラブ活動、部活動

地域クラブ活動の体制づくりと展開に向けて教職員も協力。（教職員は地域指導者として兼職兼業）



保護者・地域へのお願い

・学校外での子どもの行動

まず第一に、学校外での子どもの行動は保護者の責任であるという認識に立ってください。ただし、通学、防犯、防災など、子どもの安全確保のためには学校や教育委員会とは保護者と連携して動きます。

・教育活動への協力

学校における働き方改革にご理解をいただくとともに、学校ボランティアや支援スタッフとして参加するなどの応援をお願いします。また、地域クラブ活動（部活動）の指導者としてもご協力をお願いします。

・学校への電話等

白川町では保護者・地域から学校への苦情や不当な要求は極めて少ないです。今後も教職員とのより良い関係づくりにご配慮をお願いします。

学校への電話相談はできるだけ定時内をお願いします。ただし、子どものことで緊急を要する場合は学校と連絡を取り合うことが重要と考えます。

学校が休業日の場合や夜間などで学校と連絡が取れない場合、教育委員会または役場宿日直などへ連絡をお願いします。

教育委員会 72-2317（内321）

役場宿日直 72-1311



教育委員会の取組

・実態把握と報告

教職員の時間外勤務やメンタル面の実態把握を継続し、教育委員会・総合教育会議・町校長会などへ報告。

・「実施計画」の評価と改善

学校に勤務の状況を確認し、課題が見られるときは改善を働きかけ。

・保護者、地域への啓発

保護者や各自治会等に学校の働き方改革を啓発。

・人材の確保

学校での子どもの生活・学習・福祉等の支援に当たる人材（スクールカウンセラー、支援員、校内教育支援センター支援員など）や教職員の業務を支援する人材（スクールサポートスタッフなど）や地域ボランティアを確保。

・その他の取組事項

放課後の子どもの居場所づくり、学校におけるICT活用（校務支援システム、TV会議等）の推進、長期休業日の検討、スクールバス運行の検討、電話の留守電機能・録音機能の検討、その他